

特定の船舶に対するサービス提供に係る規制についてのQ & A

令和8年10月2日公表

外務省

財務省

経済産業省

金融庁

国土交通省

目次

1. 特定の船舶に対するサービス提供に係る規制の概要

（問1－1）特定の船舶に対するサービス提供に係る規制の趣旨と内容を教えてください。

（問1－2）具体的にどのように措置するのか教えてください。

2. 規制対象となるサービス提供

（問2－1）規制対象となるサービス提供には、どのようなものがありますか。

（問2－2）問1－2②③の規制対象となるサービス提供について具体的に教えてください。

（問2－3）非居住者から居住者に対し行うサービス提供については規制の対象とならないのですか。

3. 特定の船舶

（問3－1）外務省告示に掲載されている国際海事機関船舶識別番号とは何でしょうか。

（問3－2）特定の船舶の情報としてIMO番号のほかにどのような情報が公開されているでしょうか。

（問3－3）規制を遵守するためにはどのような確認を行えばよいでしょうか。

4. 確認義務、遵守基準

（問4－1）外為法第17条に基づく銀行等の確認義務は、本措置においても課されていますか。

（問4－2）外国為替取引等取扱業者（外為法第55条の9の2）においては、どのような態勢を整備する必要があるでしょうか。

5. 例外措置

（問5－1）本規制について、例外措置はありますか。

6. スケジュール

(問 6－1) 本措置の適用は、いつからいつまで続きますか。

(問 6－2) 本措置について、措置の猶予期間や経過措置は設けられるのでしょうか。

7. その他

(問 7－1) 罰則はありますか。

(問 7－2) 本措置の問合せ先を教えてください。

1. 特定の船舶に対するサービス提供に係る規制の概要

(問 1－1) 特定の船舶に対するサービス提供に係る規制の趣旨と内容を教えてください。

答 現在、日本は、米国及びEUをはじめとする主要国とともに、世界的なエネルギー価格の高騰を防ぎつつロシアのエネルギー収入を減少させることを目的に、一定の価格を超えるロシア産原油及び石油製品（以下「ロシア産原油等」という。）の海上輸送等に関連するサービス提供を許可制としています。一方、ロシアは「影の船団（Shadow Fleet）」を用いてロシア産原油等を輸送しエネルギー収入を得る等、制裁を回避していることが報告されており、主要国は制裁回避等に従事する「影の船団（Shadow Fleet）」の船舶に対し規制措置を講じています。こうした状況を受け、国際的な努力に我が国として寄与するため、日本も主要国が講じる措置の内容を踏まえ、今般の措置を導入するものです。日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき、本邦の居住者と非居住者との間で行われる取引（資本取引、役務取引）のうち、特定の船舶に対するサービス提供を財務大臣の許可制とします（規制対象となるサービス提供の具体的な範囲は問2－2参照）。

(問 1－2) 具体的にどのように措置するのか教えてください。

答 我が国においては、サービス提供規制の対象となる特定の船舶について、下記①の告示で公示した上で、外為法上の規制対象となるサービス提供について、下記の②から④までの告示を改正することにより対応します（規制対象となるサービス提供の具体的な範囲は問2－2参照）。

- ① 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる特定の船舶に関する役務取引等の規制措置の対象となる船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件（令和8年10月外務省告示第302号）
- ② 外国為替及び外国貿易法第21条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第99号）
- ③ 外国為替令第18条第3項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第100号）
- ④ 外国為替令第7条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第98号）

2. 規制対象となるサービス提供

(問2-1) 規制対象となるサービス提供には、どのようなものがありますか。

答 本邦の居住者が非居住者に対し行うサービス提供であって、問1-2の①の告示で掲載された特定の船舶に対するものです（規制対象となるサービス提供の具体的な範囲は問2-2参照）。

(問2-2) 問1-2の②③の規制対象となるサービス提供について具体的に教えてください。

答 規制対象となるサービス提供は、特定の船舶に対する「海運サービス」、「船員職業紹介・船員派遣サービス」、「水先サービス」、「修繕サービス」、「保険サービス」及び「金融サービス」です。サービス提供の具体的な内容については、以下のとおりです。

(1) 「海運サービス」

海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第1項に規定する海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務。

(2) 「船員職業紹介・船員派遣サービス」

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第3項に規定する船員職業紹介事業及び同条第15項船員派遣事業。

(3) 「水先サービス」

水先法（昭和24年法律第121号）第2条第1項に規定する水先及び同法第48条第2項に規定する会員のする水先の引受けに関する事務。

(4) 「修繕サービス」

造船法（昭和25年法律第129号）第5条第1項第1号に規定する鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業及び同項第2号に規定する鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上のものの製造又は修繕をする事業並びに小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第3条第1号に規定する小型鋼船造船業、同条第3号に規定する小型鋼船修繕業、同条第4号に規定する木船造船業及び同条第6号に規定する木船修繕業。

(5) 「保険サービス」

保険業法（平成7年法律第105号）第2条第30項に規定する損害保険業務及び船主相互保険組合法（昭和25年法律第177号）第2条第3項に規定する損害保険事業に関する業務（船舶保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。）。
（なお、貨物に対する保険や損害賠償責任保険等船舶に対する保険に該当しない保険については、本措置の規制の対象外となります。）

(6) 「金融サービス」

いわゆる「与信業務」、即ち、金銭の貸付取引若しくは債務の保証取引又は銀行法（昭和56年法律第59号）第10条第2項第1号に規定する業務（ただし、外為法第17条

に基づく銀行等の確認義務については問４－１参照）。

※輸出入に伴い、輸出入者自身が直接提供するサービスについては、経済産業省までお問い合わせください（問７－２参照）。

（問２－３）非居住者から居住者に対し行うサービス提供については規制の対象とならないのですか。

答 非居住者から居住者に対し行うサービス提供については規制の対象となりません。なお、居住者から居住者に対して行うものも同様に規制の対象となりません。

3. 特定の船舶

（問３－１）外務省告示に掲載されている国際海事機関船舶識別番号とは何でしょうか。

答 国際海事機関船舶識別番号（ＩＭＯ番号）は、船舶に付与される固有の識別番号です。ＳＯＬＡＳ条約（海上における人命の安全のための国際条約）及び国内法（船舶安全法施行規則第６５条の４）において、国際航海に従事する総トン数１００トン以上の旅客船又は総トン数３００トン以上の貨物船に取得／表示が義務付けられています。また、ＳＯＬＡＳ条約等に基づき交付される条約証書に、船舶を特定するための情報の一つとして、ＩＭＯ番号が記載されています。また、ＩＭＯ番号は廃船になるまで変更されることはないとされています。

（問３－２）特定の船舶の情報としてＩＭＯ番号のほかにどのような情報が公開されているでしょうか。

答 船舶名称は変更が可能であることも踏まえ、外務省告示においてはＩＭＯ番号のみを公示します。国際海事機関（ＩＭＯ）が管理しているサイトからＩＭＯ番号により船名、国籍等の情報を検索することができます（ユーザ登録が必要）。また、民間サービスの中には、ＡＩＳ（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）の情報を収集し、船舶の位置や動き、港湾内の現在位置に関するリアルタイム情報を提供するサービスもあります。こうした公開情報より特定の船舶の情報を得ることができます。

[IMO | Global Integrated Shipping Information System \(GISIS\)](#)

（問３－３）規制を遵守するためにはどのような確認を行えばよいでしょうか。

答 船舶に対する資本取引（例：特定の船舶の傭船のための非居住者に対する貸付）や役務取引（例：非居住者に対し特定の船舶の傭船や運航委託の仲介を行うサービス）を行うに当たっては、当該取引の対象となる船舶が、問１－２①の告示に掲載されているＩＭＯ番号の船舶に該当しないことを確認する必要があります。その他にも問３－２で記

載しているような公開情報を参考に確認することも考えられます。

4. 確認義務、遵守基準

（問４－１）外為法第１７条に基づく銀行等の確認義務は、本措置においても課されていますか。

答 銀行等は、外為法第１７条に基づき、顧客が行う支払等が同法に基づく規制の対象とならないこと等を確認する義務があります。今般、確認義務の対象となるのは、問１－２②のとおり、特定の船舶の売買、貸渡又は傭船に伴う金銭の貸付や債務保証に係る支払等となりますので、顧客がこうした貸付等を行う場合に、当該顧客の依頼を受けて為替取引を行う銀行等は、顧客の取引が規制に該当しないことを適切に確認する必要があります（確認方法は問４－２参照）。

なお、役務取引に係る支払等における確認義務の履行については、銀行等がその適法性を確認するよりも、取引当事者がその業務を行う態勢の中で遵守を図っていくほうが規制の実効性を担保する上で有効であると考えられることから、本条に基づく確認義務の対象からは除外しています。

一方、規制の対象となる資本取引に係る支払等については、上記のとおり本条の確認義務の対象ですので留意が必要です。

（問４－２）外国為替取引等取扱業者（外為法第５５条の９の２）においては、どのような態勢を整備する必要があるでしょうか。

答 外国為替取引等取扱業者は、特定の船舶の売買、貸渡又は傭船に伴う金銭の貸付や債務保証について、①自らがこれらの取引を行わないこと、②顧客の支払等に係る為替取引又は電子決済手段等の移転等について、当該支払等がこれらの取引に係るものではないかを確認することを確保する態勢を整備する必要があります。

このため、規制内容と自らの業務・取引内容等に照らし、現状の対応（リスク低減措置）が十分であるかを検証し、結果を記録し、リスク低減措置について必要な見直しを行うことが求められます。

上記①の対応にあつては、上記検証により、特定の船舶の売買・貸渡・傭船に伴う金銭の貸付・債務保証（資本取引）の当事者となり得ると評価された取引について、取引前に規制対象取引に該当しないことを確認するための内部手続及び規程を整備し、実施する必要があります。

また、外国為替取引等取扱業者（両替業者を除く）による上記②の対応にあつては、問１－２①に掲載している特定の船舶のリストをフィルタリングのリストに追加し、送金の際の電文をフィルタリングする必要があります。加えて、送金目的等の必要情報を把握したうえで規制の該非を確認する方法や、例えば、顧客属性や顧客の取引状況（経常的な送金内容等）から特定の船舶に係る貸付や債務保証を行う可能性が高い顧客である等、慎重な確認が必要と判断される場合に、必要に応じ、(a) 当該顧客から送金目的

の詳細を聴取する、(b)追加的情報の収集、送金の原因取引等に関する資料を徴求する、(c)顧客から規制対象である金銭の貸付・債務保証取引に係る支払等ではないことの申告を受ける、(d)顧客自身の本規制の遵守態勢を確認する等といった、リスクに応じた対応を行うことも適当な確認方法であると考えられます。このような点について、①と同様に、内部手続・規程を整備し、実施する必要があります。

5. 例外措置

(問5-1) 本規制について、例外措置はありますか。

答 特定の船舶に対する役務取引について、人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合は本規制の適用対象外です。

また、緊急を要しない場合において、例えば、人道上の理由やその他やむを得ない事情があると認められる場合には、当該役務取引を許可する場合があります。

加えて、特定の船舶に対する資本取引についても許可する場合があります。

一方で、外為法上サービス提供が可能な場合でも、米国やEU等の規制について抵触しないよう留意が必要です。

6. スケジュール

(問6-1) 本措置の適用は、いつからいつまで続きますか。

答 令和8年10月2日の各告示の官報による掲載以後に行われる取引又は行為（当該掲載より前に締結された契約によるものについては問6-2参照）について適用されます（同日の午前0時に遡及して適用されることはありません）。本措置の適用期限は特に設けられていませんが、本措置が終了する際には、改めてお知らせします。

(問6-2) 本措置について、措置の猶予期間や経過措置は設けられるのでしょうか。

答 本措置の適用時点（令和8年10月2日の官報掲載時点）において、適用時点より前に締結された契約に基づく取引については、同年11月1日前まで規制の対象外となります。ただし、既存の契約においても当該契約の変更が生じる場合であって、本措置の適用時点以降に行われるものは規制の対象となりますので、留意が必要です。

7. その他

(問7-1) 罰則はありますか。

答 外為法に基づく罰則があります（関連条文は以下のとおりです）。

資本取引及び役務取引等に係る許可義務違反に対する罰則：法第70条第1項第7号・18号

（問 7－2）本措置の問合せ先を教えてください。

- （１）本措置全般、財務省所管の外為法令等の解釈・制度の問合せ
財務省国際局調査課対外取引管理室 03-3581-4111（内線：6189）
財務省国際局調査課外国為替室 03-3581-4111（内線：6186）
- （２）経済産業省所管の外為法令等の解釈・制度の問合せ
経済産業省貿易管理部貿易管理課 03-3501-1511（内線：3241）
- （３）「海運サービス」関連の問合せ
国土交通省海事局外航課 03-5253-8111（内線：43-332）
- （４）「船員職業紹介・船員派遣サービス」関連の問合せ
国土交通省海事局船員政策課雇用対策室 03-5253-8648（直通）
- （５）「水先サービス」関連の問合せ
国土交通省海事局海技課 03-5253-8111（内線：45-337、45-324）
- （６）「船舶修繕サービス」関連の問合せ
国土交通省海事局船舶産業課 03-52553-8111（内線：43-624）
- （７）「保険サービス」関連の問合せ
金融庁監督局保険課 03-3506-6000（内線：3740、2354）
- （８）「金融サービス」関連の問合せ
金融庁監督局銀行第一課 03-3506-6000（内線：3323、2784）

（以上）